大内中学校いじめ防止基本方針

令和４年４月

山口市立大内中学校

目　　次

はじめに ･･･ １

１　いじめの防止等に関する基本的な考え方 ･････････････････････････････････ １
（１）いじめの定義
（２）求められる責務
（３）いじめ防止に関する基本理念
（４）めざす生徒像

２　大内中学校の取組･･･ ２
（１）校内体制の確立
①「いじめ防止対策委員会」の設置
② 指導体制の強化
③ 教育委員会への報告・相談
（２）家庭、地域、関係機関等との連携
①　「大内中学校いじめ防止基本方針」の周知
②　情報共有体制
（３）未然防止の取組
① 「心の教育」の充実
② 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施
③ 生徒の主体的な活動の充実
④ 規範意識の醸成
⑤ いじめを許さない学校・学級づくり
⑥ 日常的な実態把握とかかわり
⑦ 生徒指導の充実・強化
⑧ 教育相談の充実
⑨ 保護者や地域住民との信頼関係の構築
⑩ 小中高連携の充実
⑪ 『ＡＦＰＹの５つの視点』に基づく授業づくりの推進
⑫　大内・小鯖地域教育ネット協議会　「徳」部会との連携
（４）早期発見の取組
① いじめの早期発見（３つのレベル）
② 日常的な行動のきめ細かな観察
③ 生活ノート「あさかぜ」等からの情報収集
④ 毎週の生活アンケートの実施
⑤ 定期的な「Ｆit」の活用
⑥「不登校早期対応カード」の提出
⑦ 教育相談の充実
⑧ 悩みごと等の相談機関の周知

（５）解決に向けた取組
①　初期対応
ア　いじめ発覚直後
イ　対応チームの結成
ウ　関係生徒への聞き取り
エ　いじめ対策委員会の招集
オ　対応上の留意点
a 被害生徒とその保護者への対応
b 加害生徒とその保護者への対応
c 他の生徒及び保護者への対応
d 関係機関への支援要請
e 別室指導や出席停止等の措置の検討
②　中期・長期対応
ア　当該生徒の見守りと継続的な指導
イ　対応上の課題分析と指導体制の強化
ウ　大内中基本方針の見直し・改善
エ　進級・進学に伴う引き継ぎ
オ　学校運営協議会への報告と支援要請
カ　関係機関等と連携した対応

（６）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
① 未然防止
ア　情報モラル教育の充実
イ　家庭・地域への啓発活動
② 初期対応
③ 被害拡大の防止
④ 関係機関との連携

３　重大事態への対応 ･･･ ８

４　その他の重要事項 ･･･ ８

関連資料
○　いじめ速報カード・いじめ続報カード ･････････････････････････ 資料　１
○　相談窓口一覧 ･･･ 資料　２
○　いじめ発覚時の対応（いじめ認知時の対応フロー）･････････････････ 資料　３
○　重大事態発生時の調査等のフロー ･････････････････････････････ 資料　４
○　いじめ事案調査報告書･･･ 資料　５
○　いじめの認知について･･･ 資料　６

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるべき行為ではない。

また、教職員はいじめに対して、毅然とした態度で指導していく必要があり、被害生徒や加害生徒をはじめ、周りではやしたてる観衆や見て見ぬふりをする傍観者に対しても心に寄り添いながら指導していくことが大切である。

さらに、いじめを防止するためには、学校・家庭・地域がいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれが役割を認識して対応することが必要であり、子ども自らも安心して暮らせる豊かな社会や集団を築き、いじめを許さない風土づくりを進めなければならない。

そこで、大内中学校では、平成２５年９月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第１３条の規定により、国、県、市の各基本方針を参考にして、本校の実態や実情を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「大内中学校いじめ防止基本方針」（以下大内中基本方針という。）を策定した。

このたび、平成２９年１２月に「山口県いじめ防止対策基本方針」が新たに改訂され、それに伴い「山口市いじめ防止対策基本方針」も改訂された。それを受け、「大内中学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

１　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの定義

> いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> （「いじめ防止対策推進法」第２条第１項要約）

（２）求められる責務

〇学校及び教職員の責務（法第８条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

〇保護者の責務等（法第９条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。

（３）いじめ防止に関する基本理念

〇いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」であることを認識し、「いじめる側が悪い」という毅然とした態度を示す。

〇いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」であり、大人の何気ない言動がいじめを助長してしまうこともあり得る。

〇いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」であり、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。

〇いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」であり、

子どもを取り巻くすべての関係者が連携して、それぞれの立場から解決に向けた責任を果たす必要がある。

○けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もある。背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、判断する。

○「いじり」と「いじめ」の境界線は不明瞭である、見えないところで被害が発生している可能性がある。背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目あし、判断する。

○指導上の配慮が必要な生徒

・障がいのある生徒（発達障害を含む）
・海外から帰国した生徒や外国人生徒
・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
・被災生徒（東日本大震災等や原子力発電所事故による避難生徒）

（４）めざす生徒像

・自ら学び進んで実践する生徒　【 自立 】 ・心身共に健康で向上心に富む生徒　【 克己 】 ・豊かな心をもち互いに協力する生徒　【 友愛 】

２ 大内中学校の取組

（１）校内体制の確立

① 「いじめ対策委員会」の設置（法第２２条より）

○趣旨

本組織を、学校におけるいじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」など、組織的な対応を行うための中核組織として設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

○構成メンバー

校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主担当・各学年生徒指導担当・養護教諭
スクールカウンセラー・該当学年主任・該当担任・その他必要に応じて

○取組内容

・いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」への組織的な対応
・いじめ相談、通報の窓口としての役割
・ＰＤＣＡサイクルに基づく大内中基本方針の見直し
・いじめ（の疑い）を発見した場合の緊急会議及び組織的な対応
・教育委員会等へのいじめの報告
・家庭、地域、関係機関との連携

② 指導体制の強化

・教職員の資質を向上する。
　・研修会参加や研修資料を読むことで、対応能力の向上を図る。
　・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
　・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、対応不要であると個人で判断せず、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行うことを徹底する。
・他の業務に優先して、かつ、即日、速やかに当該情報を「いじめ対策委員会」に

報告し、組織的な対応につなげる体制を整備しておく。

③　教育委員会への報告・相談

・いじめ速報カード・いじめ続報カード（資料１）により市教育委員会に報告する。

・重大事態に至りそうな場合または重大事態が発生した場合は、いじめ事案調査報告書（学校主体の調査）を作成し、市教育委員会の「いじめ対策サポートチーム」と連携して対応を行う。

（２）家庭、地域、関係機関等との連携

①　「大内中学校いじめ防止基本方針」の周知

・「大内中学校いじめ防止基本方針」について、ＰＴＡ総会や学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会、学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ広く周知する。

②　情報共有体制の確立

・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。

（３）未然防止の取組（①～⑪の順番を入れ替えました。）

①　「心を耕す教育」の充実

・道徳の時間や学級活動等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。

・授業や学校行事における人とかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

②　認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

・授業や部活動等をはじめすべての教育活動において「認め合い」「支え合い」「学び合う」取組を実施し、自己有用感を高め、生徒の居場所づくりを行う。

③　生徒の主体的な活動の充実

・生徒会活動や委員会活動、学校行事など、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

④　規範意識の醸成

・自らを律し、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識を身に付けさせる。

⑤　いじめを許さない学校・学級づくり

・学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。

・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

⑥　日常的な実態把握とかかわり

・生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもとかかわり、信頼関係を築く。

⑦　生徒指導の充実・強化

・校内体制の見直しや校内研修を通して、生徒指導における総合力を向上させる。

⑧　教育相談の充実

・生徒によりそう教育相談を実施していくとともに、研修会等を通して、教職員のカウンセリングのスキルアップを行う。

⑨　保護者や地域住民との信頼関係の構築

・学校だよりやメール配信、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に発信するとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

⑩　小中高連携の充実

・異校種間と連携し、積極的な情報交換を行う。
・大内中学校区児童・生徒あたりまえ１０箇条が守れるよう取り組む。

⑪　**『ＡＦＰＹの５つの視点』に基づく授業づくりの推進**
・「安全・安心」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」の５つの視点からの授業改善
・体験活動からの人間関係づくり
・授業の「ねらい」の明確化と「めあて」に対する振り返り（授業評価）

⑫　大内・小鯖地域教育ネット協議会　「徳」部会との連携
・あたりまえ10箇条と連動した活動
・ボランティア活動等の合同実施

（４）早期発見の取組

①　**教職員のいじめの早期発見（３つのレベル）能力の向上**
・いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の３つのレベルに分類し、認知レベルの統一を図る。
【 レベル１ 】日常的衝突としてのいじめ
しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。
（教員の指導によらずして、良好な関係を築くことができた場合も含む）
【 レベル２ 】教育課題としてのいじめ
生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもの。
組織的対応をとる必要があった（ある）もの。
【 レベル３ 】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ
法に定める「重大事態」に該当する、またはいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

②　**日常的な行動のきめ細かな観察と気になることを入力、全職員で情報共有**

③　**生活ノート「あさかぜ」等からの情報収集**

④　**各種調査の実施→聞き取り等の対応**
・「生活アンケート」
・「長期休業明けアンケート」
・いじめ被害アンケート
・「Ｆｉｔ」
・教育相談アンケート

⑤　**「不登校早期対応カード」、「長期欠席者等児童・生徒通知書」**
の提出と対応策検討

⑥　**教育相談の充実**（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）

⑦　**悩みごと等の相談機関**（資料２「相談窓口一覧」）**の周知**

（５）解決に向けた取組

①　**初期対応**（資料３「いじめ発覚時の対応」）

ア　いじめ発覚直後
・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）
・「いじめ速報カード」の提出
認知して２４時間以内に、市教委に報告。（電話連絡後、アップロード）
・「いじめ続報カード」の提出

見通しが立った段階（認知より１週間程度）で、市教委に報告。
さらに、認知した時点から３ヶ月経過した段階で、市教委に報告。

イ　対応チームの結成

・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ　関係生徒への聞き取り

・関係する個々の生徒の思いをしっかり受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害生徒

・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないよう、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害生徒

・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の生徒

・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ　いじめ対策委員会の招集

・校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
　ａ　被害生徒とその保護者への対応
　ｂ　加害生徒とその保護者への対応
　ｃ　他の生徒及び保護者への対応
　ｄ　関係機関等への支援要請（必要に応じて）
　ｅ　別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ　対応上の留意点

ａ　被害生徒とその保護者への対応

被害生徒　〈共感的理解に基づく指導・支援〉

・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
・今後の対応について、本人と相談して決定する。
・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
・　本人、保護者の了解のもとスクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害生徒の保護者　〈家庭訪問による対応〉

・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかり聞き取り、連携して対応する。

ｂ　加害生徒とその保護者への対応

加害生徒　〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。

・今後の被害生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら指導する。
・被害生徒に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害生徒の保護者　〈家庭訪問または来校による対応〉
・管理職を含めた複数の教員で対応する。
・加害生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないよう配慮する。
・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援について、共に考える。（加害生徒への非難は避ける）
・学校の指導や支援について説明する。
・被害生徒への謝罪等を相談する。ただし、単に謝罪をもって安易に、いじめの解消とすることはできない。

c　他の生徒及び保護者への対応

他の生徒
・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
・被害生徒に対する配慮について指導する。
・加害生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者
・重大事態の場合、加害・被害児童生徒及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
・加害生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d　関係機関等への支援要請（必要に応じて）
・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて、児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
・生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

e　別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）
・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
・出席停止等の措置が必要と考えられる場合、速やかに教育委員会に相談する。

②　中期・長期対応

ア　当該生徒の見守りと継続的な指導
・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
・当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。
・「いじめ続報カード」の再提出
認知より３ヶ月経過した段階で、（電話連絡後、アップロード）

・いじめの解消の定義の明確化

「解消している」状態とは、いじめに係る行為の解消（被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。少なくとも３か月）と、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害生徒本人及び、その保護者に対し、面談等により確認）の、２つの要件が満たされていること。

イ　対応上の課題分析と指導体制の強化

・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ　大内中基本方針の見直し・改善

・いじめの未然防止や再発防止に向けて、大内中基本方針の見直しを行う。

エ　進級・進学に伴う引き継ぎ

・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ　学校運営協議会への報告と支援要請

・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ　関係機関等と連携した対応

・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

（６）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

①　未然防止

ア　情報モラル教育の充実

・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。一度、ネット上に拡散した情報を消去することは、極めて困難である。生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ　家庭・地域への啓発活動

・保護者会やＰＴＡ総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

②　初期対応

・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③　被害拡大の防止

・掲示板管理者へ保護者から削除依頼を行うように伝える。

・関係保護者の了解のもと、児童生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

④　関係機関との連携

・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。

・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

３　重大事態への対応（資料４「重大事態発生時の調査等のフロー」）

【重大事態とは】

①　いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき　（法第２８条第１項第１号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

ア．児童生徒が自殺を企図した場合

イ．身体に重大な障害を負った場合

ウ．金品等に重大な被害を被った場合

エ．精神性の疾患を発症した場合等

②　いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき　（法第２８条第１項第２号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間３０日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

③　児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

（１）重大事態と判断した場合は、直ちに市教育委員会を通じて市長に報告する。

（２）調査主体が学校の場合、市教育委員会が派遣したいじめ対策学校アシストチームと協力して調査を行う。

（３）調査主体が、市教育委員会の場合、教育活動に支障が生じる恐れがある場合を除き、全面的に協力する。

（４）重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査を実施する。

「いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にする。

（５）調査結果を市教育委員会に報告する。

（６）いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）

（７）市教育委員会が調査結果を受け、必要な措置を講じ、調査結果を市長に報告する。

４　その他の重要事項

国や県・市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、いじめ対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改訂していくこととする。

平成３０年４月、平成３１年４月、令和　２年４月、令和　３年４月、
令和　４年４月　改訂

山口市教育委員会学校教育課（生徒指導担当あて）	
提出先	「First Class＞教育委員会(学校教育課)＞調査回答B＞『いじめ速報カード』」のフォルダに、**認知した時点から24時間以内**に御提出をお願います。

数式・リストが入っています

いじめ速報カード（山口市）

提出年月日	2022年5月20日	（ 金 ）	学校名		学校
続報カード提出予定日	2022年8月20日	（ 土 ）			

いじめの区分（リストから選択）	仲間はずれ、集団による無視をされる。
区分の詳細	集団による無視

認知年月日	2022年5月20日	（ 金 ）	認知の方法（リストから選択）	学校の教職員以外からの情報により発見
認知の区分（リストから選択）	本人からの訴え			

被害児童・生徒氏名	□□ □□	性別	女	学年・組（担任）	3 年 1 組 担任 ■■ ■■
加害児童・生徒氏名	△△ △△（3年1組 男）、〇〇 〇〇（3年2組 女）				

【いじめの概要】（※事実のみを簡潔に記述すること）

「いつ」	2022/5/20の昼休み中	「どこで」	3年1組教室
「誰が」	△△△△、〇〇〇〇	「何を」	無視
「なぜ」	前日にけんか	「どのように」	友達二人で

現在までの状況（時系列）		
	5月20日	・昼休みに、声をかけた□□に対し、友達二人で無視をした。 ・本人は、泣いて担任に訴えた。 ・いじめ対策委員会を開き、対応を検討する。 ・担任が□□保護者へ電話連絡し、△△、〇〇から事情を確認することを伝える。 ・放課後、担任を中心に△△、〇〇から事情を聞き取る予定。 ・放課後、担任から保護者へ電話連絡する予定。

学校の対応（実施済〇、実施予定△）

〇	校長、教頭への連絡	△	周囲にいた児童・生徒への指導・支援
〇	いじめ対策委員会の設置	〇	被害児童・生徒の保護者連絡
△	事実確認（ききとり、アンケート等）	△	加害児童・生徒の保護者連絡
〇	被害児童・生徒への指導・支援		SC等への連絡・相談
△	加害児童・生徒への指導・支援	〇	教育委員会への第一報（電話連絡等）

対応のレベル	〇	学校で対応できる		関係機関との連携が必要である		重大事案になる可能性がある

※ファイル名を、「西暦＋月日（半角）＋学校名+何件目」に変えて提出してください。
（例：2022401〇〇小①）←①は「1件目」という意味

記載者	□□ □□

提出年月日を入力すると、自動的に入ります。入力は、

2021/5/20

のように、西暦/月/日を「/」で区切ってください。

認知年月日も同様の入力でお願いします。

リストから選択してください。

キーワードを直接入力してください。

リストから選択してください。

リストから選択してください。

リストから選択してください。

リストから選択してください。

リストから選択してください。

山口市教育委員会学校教育課（生徒指導担当あて）	
提出先	First Class＞教育委員会(学校教育課)＞調査回答B＞「いじめ続報カード」のフォルダに、対応の見通しが立った段階で御提出をお願います。

数式・リストが入っています

いじめ続報カード（山口市）

提出年月日	~~2022/7/13~~ （ 水 ）	学校名	学校
速報カード提出年月	2022/4/13 （ 水 ）	速報カード提出後経過日数	3日

速報カードを提出した日付を入力してください。入力は、

2022/4/13

のように、西暦/月/日を「/」で区切ってください。

提出年月日も同様の入力でお願いします。

速報カードの内容	4月13日	・昼休みに、声をかけた□□に対し、友達二人で無視をした。 ・本人は、泣いて担任に訴えた。 ・いじめ対策委員会を開き、対応を検討する。 ・担任が□□保護者へ電話連絡し、△△、〇〇から事情を確認することを伝える。 ・放課後、担任を中心に△△、〇〇から事情を聞き取る予定。 ・放課後、担任から保護者へ電話連絡する予定。
その後の状況（時系列）	4月13日	・放課後、△△・〇〇から事情を確認したところ、認める。 ・△△・〇〇が□□へ謝罪する。 ・担任が□□保護者及び△△・〇〇保護者へ電話連絡をする。 ・△△・〇〇保護者が□□保護者及び本人に電話にて謝罪する。 ・□□保護者より△△・〇〇保護者から電話で謝罪があったことの連絡が担任へ入る。
	4月14日	・職朝にて、全教職員へ連絡。学年部を中心に気を付けて見守ることを確認。
	7月13日	・本件について、児童・保護者に心配や気になることがあるか確認したところ、「現在、特に心配なことはない。」との回答があった。 よって、いじめの解消と判断する。

いじめ速報カードの「現在までの状況（時系列）」欄に記入した内容をそのまま貼り付けてください。

※ファイル名を、「西暦＋月日（半角）＋学校名+何件目」に変えて提出してください。
（例：20220401〇〇小①）←①は「1件目」という意味

記載者	□□ □□

いじめ発覚時の対応

① 第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）等から事実確認

・通報者の思いをしっかり受け止めながら聞くとともに、関係者からも情報収集を行い、いじめの詳細内容について事実確認を行う。

②「いじめ速報カード」による報告

［いじめを把握した教職員］→［担任］→［学年生徒指導］→［学年主任］→（中学校）
→［生徒指導主任］→［教頭］→［校長・副校長］
※状況によっては先に校長、生徒指導主任へ報告

・５Ｗ１Ｈについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
・学級担任等が、様々な情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する
※報告・連絡・相談＋記録・確認

いじめ速報カード作成

報告

③ いじめ対策委員会

指導主事の派遣

迅速なチーム編制
派遣・支援

・情報の集約
・加害児童生徒、被害児童生徒、及び保護者への対応方法の検討・確認
・周囲の児童生徒への対応方法の検討・確認

市教育委員会

いじめ対策サポートチーム

初動対応サポーター、少年安全サポーター
生徒指導推進専門員、専門指導員
ＳＣ、ＳＳＷ、教育相談員、あすなろ教育相談員

重大事態と判断した場合

報告

市　長　　県教委

※重大事態発生時の対応参照

④ 当事者・周囲からの聴取（調査）

・被害児童生徒から
・加害児童生徒から
・周囲の児童生徒から

必要に応じて

⑤ 職員会議の開催

・全教職員への周知と共通認識
　概要をまとめた資料を用意する。
・今後の対応策の検討と役割分担
　今後の対応の方向性を定めた
　原案を用意した上で協議する。

⑥ 児童生徒・保護者への対応

・被害児童生徒への指導・支援
　共感的理解、ＳＣ等による心のケア
　家庭訪問
　緊急避難（相談室、欠席）
・加害児童生徒への指導・支援
　謝罪について
　ＳＣ等による心のケア
・学級（周囲の児童生徒）への指導・支援
・関係機関との連携

重大事態発生時の調査等のフロー（山口市立小・中学校）

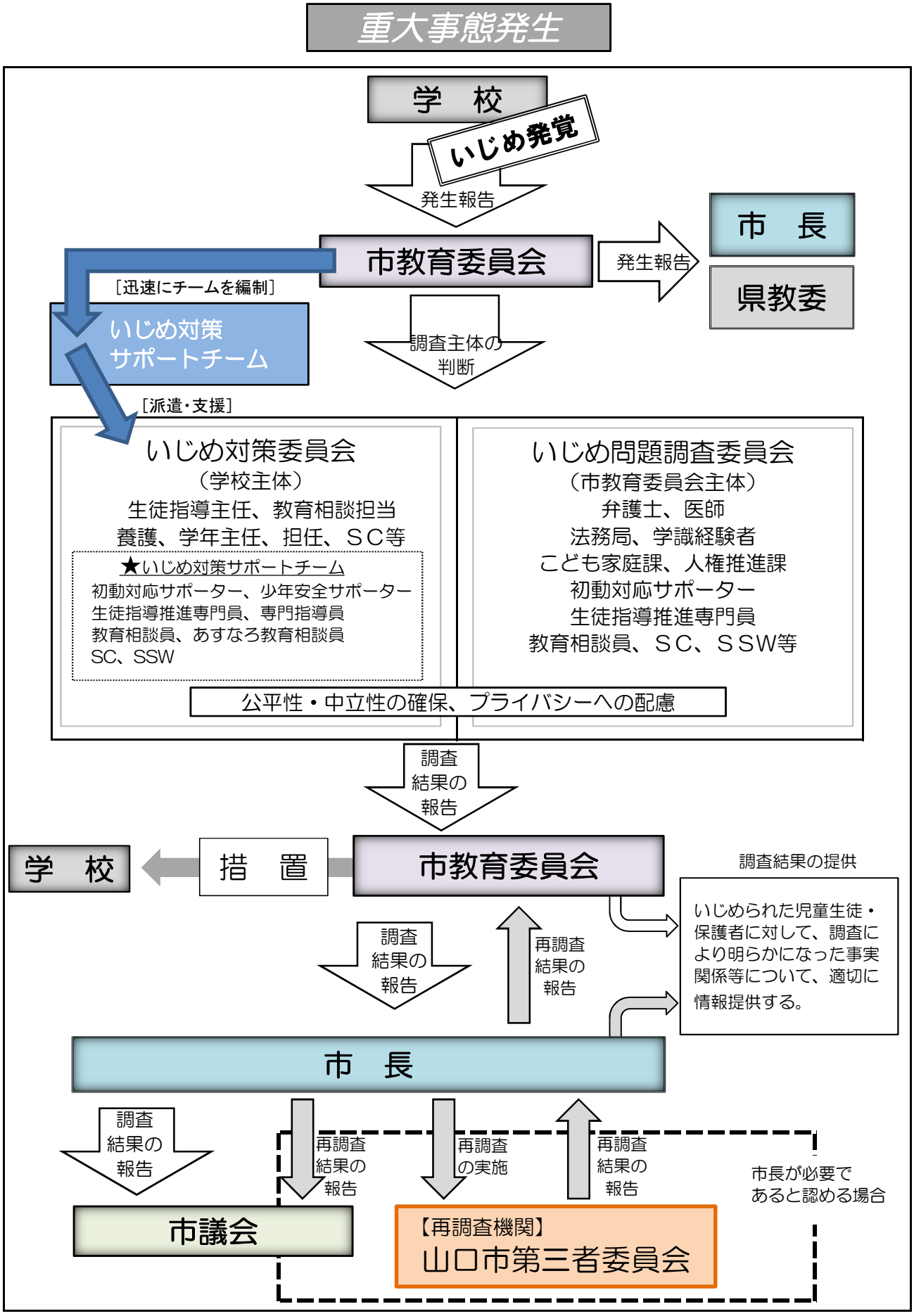

いじめ事案調査報告書（学校主体の調査）

○ ○ ○ ○ 第　　号
令和○○年（○○年）○月○日

山口市教育委員会
教育長　藤　本　孝　治　　様

山口市立○○学校
校長　○ ○ ○ ○　　印

い　じ　め　事　案　調　査　報　告　書

1　（被害者）学年・氏名（性別）・保護者氏名

2　（加害者）

3　事案の背景（集団・人間関係の状況等）

4　調査の組織（調査委員の構成等）

5　調査日時・調査方法・場所・対象等（詳細に記述）

6　事実経過
（日時、場所、人物、いじめの態様等について、網羅的に客観的事実を記述）
（１）○月○日
（２）△月△日

7　被害の程度

8　いじめの認否

9　学校が行った指導措置等

10　関係機関が行った指導措置等

11　考察、今後の支援内容、再発防止対策等

12　その他の参考事項（保護者の意見等）

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで３０倍以上の開きが生じています（平成２６年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。
いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」
といった声を聞くことがよくあります。
確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・、一回きりだから・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。
いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第２条第１項
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、
①行為をした者（Ａ）も行為の対象となった者（Ｂ）も児童生徒であること
②ＡとＢの間に一定の人的関係が存在すること
③ＡがＢに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
④当該行為の対象となったＢが心身の苦痛を感じていること
という４つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。

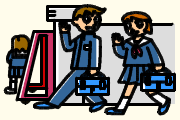

◆　具体的な事例で確認してみましょう。

事例

（定期的に実施しているアンケート調査で、Ｂが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Ｂと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なＢはミスをし、Ａからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりＢはとても嫌な気持ちになった。見かねたＣが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Ａはそれ以上言うのをやめ、それ以来、ＢはＡから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Ｂもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Ａに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のＡ君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、１０都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は１８名中１７名（約９４％）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、１８名中２名（約１１％）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「３０倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆　「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆　いじめの認知に関する文部科学省の考え方

１　いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

２　組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。